

よくある質問 Q&A

Q1. 介護支援専門員証の有効期間が近づいてきました。個人あてにお知らせ等は郵送されますか？

A1. いいえ。
 研修受講のご案内等のお知らせは個人の方へは通知がありません。ご自分で把握をしていただく必要があります。有効期間の満了日までに必要な研修を修了され、更新のための手続きを行う必要があります。

Q2. 専門研修と更新研修（実務経験者）の違いがわかりません。

A2. カリキュラムは同一です。
 受講要件が異なります。
 ＊両方の受講要件に当てはまる方は、更新研修（実務経験者）をお申し込みください

更新研修 (実務経験者)	◎現任もしくは有効期間内で実務についていた方 ◎愛知県登録の方（登録が愛知県外の方も受講可能） 令和3年度実施分 → 令和4年1月1日～12月31日 までに 満了される方が対象
専門研修	◎現任の方（有効期間満了日が令和5年1月以降） ◎愛知県登録の方（登録が愛知県外の方も受講可能） 経験年数6か月以上の方→ 専門研修Ⅰ 受講可能 経験年数3年以上→ 専門研修Ⅱ もしくは 専門研修Ⅰ＋Ⅱ 受講可能 ＊メリットとして更新研修よりも早く受講をすることができます。

専門研修を受講することにより、更新研修は免除されます。
 受講要件を満たす方は、更新研修を待つことなく、早い機会に専門研修を受講されることをお勧めいたします。ただし、申込者が定員を超えた場合は、令和4年に有効期限に到達する方を優先に、先着順に決定します。
 (注意)
 毎年、体調不良などの理由により研修が受講できず、更新手続きが行えないケースが見受けられます。この場合、有効期間が満了し、介護支援専門員として実務に就くことができませんので、ご注意ください。
 令和3年度専門・更新研修（実務経験者）の募集は令和3年4月30日に終了しております。令和4年度のご案内及び募集は令和4年3月下旬を予定しております。

Q3. 現在ケアマネ業務を行っていますが、実務経験年数が2年3か月しかありません。専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講は可能ですか？

A3. できません。
 専門研修Ⅱは受講要件として、現在介護支援専門員として実務に就いていること、3年以上の実務経験年数が必要となります。今回は受講要件がありません。
 なお、基準とする日は研修開始時点としますので、専門研修Ⅱの研修開始前（8月）までに実務経験年数3年を満たす場合に受講が可能となります。
 ただし、介護支援専門員の業務から離れる場合には受講要件がなくなります。その場合には申込後であっても速やかに事務局まで連絡をお願いします。
 ＊専門研修Ⅰの場合は、現在介護支援専門員として実務に就いており、専門研修Ⅰの研修開始前（6月）までに6か月以上の実務経験年数を満たしていれば受講可となります。

Q4. 有効期間が満了しています。試験を受け直す必要がありますか？
A4. 試験を受け直す必要はありません。 介護支援専門員としての登録はあります。ただし、有効期間が満了しているため、介護支援専門員として実務には就けません。有効期間満了された方が対象の「再研修」をお申し込みください。修了後、介護支援専門員証の交付の手続きを行い、専門員証が交付されれば、業務に就くことができます。
Q5. 有効期間が満了していますが、どの研修を受講すればいいですか？
A5. 有効期間が満了している方は、「再研修」を受講してください。 再研修は介護支援専門員としての実務経験を問いません。かつて介護支援専門員として実務に就いていても、未経験でも有効期間が満了されている場合には、「再研修」を受講してください。
Q6. 初めて更新をします。かつて介護支援専門員として実務に就いていましたが、今は就いていません。実務未経験者の研修を受講できますか？
A6. 原則できません。 有効期間内に介護支援専門員として実務についていた方は、原則として実務経験者として更新研修（8時間以上）を受講してください。ただし介護支援専門員として実務に就いていた期間が大変短い方、事例を提出できない方、補助的な業務のみで、サービス計画の作成を行っていない方は、更新研修（実務未経験者）の研修を受講してください。
Q7. 介護支援専門員証に記載されている名前から姓が変わっています。申込書に添付する書類はありますか？
A7. お名前の変更前後の記載のある公的書類（戸籍抄本、運転免許証の場合は裏書きも含め両面、年金手帳等）のコピーを添付してください。
Q8. 有効期間内に研修を受講できなかった場合（修了できなかった場合）は、どうなりますか？
A8. 残念ながら有効期間内に修了できない場合には、更新手続きができません。 有効期間が満了してしまいますので、介護支援専門員として実務に就くことができなくなります。有効期間が満了した場合「再研修」を受講してください。
Q9. 2回目の更新をします。前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていませんが、かつてケアマネとしてケアプランを作成していたので、実務経験者の研修を受講できますか？
A9. できません。（前回の更新前の経験は考慮されません） 前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていない場合には、実務未経験者となります。今回の更新の際には更新研修（実務未経験者）を受講してください。 詳しくはフローチャートにてご確認ください。 （2回目以降の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック）

Q10. 2回目の更新をします。1回目更新（有効期間満了日）以降実務に就きました。1回目は更新研修（実務未経験者）を受講しましたが、2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A10. 今回は実務経験者の更新研修（88時間以上）を受講してください。
現任の方は受講要件を満たせば、専門研修も受講可能です。詳しくはフローチャートにてご確認ください。
[（2回目以降の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック）](#)

Q11. 2回目の更新をします。1回目実務経験者の研修を修了しました。2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A11. 前回の有効期間満了後から今回の有効期間内（5年間）での実務経験によって受講する研修が異なります（Q6も参考にしてください）。

★1回目の更新（有効期間満了日）以降、介護支援専門員として実務に就いていたことがある場合
専門研修Ⅱもしくは更新研修（32時間以上）を受講してください。
*各研修には受講要件があります。
[「介護支援専門員証更新のための研修概要」](#)にてご確認ください。

★1回目の更新（有効期間満了日）以降、介護支援専門員として実務に就いていない場合
実務未経験者の更新研修（54時間以上）を受講してください。
詳しくはフローチャートにてご確認ください。
[（2回目以降の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック）](#)

Q12. 更新研修を修了しましたが、有効期間内に更新の手続きをしていませんでした。今からでも更新手続きはできますか？

A12. 残念ながら、更新手続きはできません。
有効期間内にご自身で更新手続きを行う必要があります。
*この場合、有効期間が満了された方対象の「再研修」を受講することとなります。
（補足）
愛知県に登録の方は、有効期間の満了する6か月前から手続きができますので、詳しくは愛知県高齢福祉課へお問い合わせください。（TEL052-954-6289）
愛知県外の登録の方は、ご自分の登録地で更新手続きを行ってください。受付時期等はそれぞれ異なります。ご注意ください。

Q13. 地域包括支援センターに保健師・社会福祉士等として配置され、予防プランを作成した場合、実務経験としてカウントできますか？

A13. できます。
ただし、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合・利用者・サービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていない場合は認められません。
また、対象となるのは介護支援専門員証に書かれている有効期間内の実務経験のみですので、それ以前の実務についてはカウントできません。

Q14. 指定居宅介護支援事業所において管理者をしています。実務経験者の研修を受講できますか？

A14. 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認められます。

Q15. 要介護認定のための調整業務は実務経験に含まれますか？

A15. 含まれません。
認定調査員のみを行っている方については、実務未経験者となります。

Q16. 課目の免除はありますか？

A16. 免除の対象者はいません。
更新のための研修を指定どおり受講してください。

Q17. 平成18年3月以前に発行された登録証明書を持っていますが、有効期間が分かりません。

A17. 愛知県高齢福祉課のホームページでご確認ください。
https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/files/cm_tourokushoukigen.html
(外部リンク)

なお、平成18年3月以前に登録された方は、平成23年3月までで有効期間が満了していますので、「再研修」の受講となります。

Q18. 申込書に添付する書類（専門員証等）が見当たりません。どうしたらいいですか？

A18. 申込書には介護支援専門員証、（18年3月以前に登録され更新を行っていない方は介護支援専門員登録証明書）の写しが必要となります。紛失の場合には速やかに愛知県高齢福祉課で登録内容がわかる書類（登録番号等通知書）の発行手続きを行ってください。発行後は速やかに書類の写しを愛知県福祉人材センターあてに提出してください。

愛知県高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ
(052) 954-6289
*登録地が愛知県外の方は、登録のある都道府県へお問い合わせください。

Q19. 更新のための研修を前年度以前に修了していますが、修了証を紛失したので、申込書に添付ができません。どうしたらいいですか？

A19. 愛知県社会福祉協議会 福祉人材センターまでお問い合わせください。

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター Tel (052) 212-5516

Q20. 受講案内がうまくダウンロードできません。

A20. ご希望があれば受講案内等を郵送します。

①②を明記したもの（メモ用紙等で結構です）と送付先を明記した返信用の封筒（角2サイズ：A4サイズ用の紙が入るものに140円の切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記＜送付先＞までご郵送ください。

* 申込書、研修のご案内は申込受付開始後（専門研修・更新研修は令和3年3月22日以降、更新研修（実務未経験者）・再研修は令和3年8月20日以降）に送付します。

* 郵送でやりとりを行うためお時間がかかります。希望の方は早めの投函をお心がけてください。

* **令和4年度専門研修・更新研修（実務経験者）のご案内及び募集は令和4年3月下旬を予定しております。郵送を希望される場合は申込受付開始後となります。**

① ご自身の該当する研修名

「**専門研修・更新研修（実務経験者）**」又は「**更新研修（実務未経験者）**・**再研修**」

② 平日の日中につながりやすい電話番号

<送付先>

〒461-0011

名古屋市東区白壁1-50

愛知県福祉人材センター 介護支援専門員研修担当 あて

Q21. 受講日の指定はできますか？

A21. できません。

申込書の受講希望アンケートを参考に、できるだけ配慮はしますが、非常に多くの方が受講される研修ですので、希望どおりにならない場合もあります。あらかじめご了承ください。

業務の都合上、特定の曜日以外の受講が困難な場合など特に連絡しておきたい事項がありましたら、その他連絡事項の欄にご記入ください。

受講決定後に日程変更を希望される場合には、受講案内に従って手続きしてください。

Q22. 登録が他の都道府県です。愛知県で専門研修又は更新研修を受講したいのですができますか？

A22. 申込前に必ず、愛知県社会福祉協議会福祉人材センターにお問い合わせください。

また、再研修受講申込希望の場合も同様にお問い合わせください。

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL (052) 212-5516

Q23. 研修の流れを教えてください。	
A23. 研修の種類によって異なります。 *ご自身の受講する研修はフローチャート等でご確認ください。	
専門・更新研修 (実務経験者) 令和3年度の募集は終了しております。 令和4年度のご案内及び募集は令和4年3月下旬を予定しております。	令和3年3/22～4/30(消印有効) 申込受付期間 令和3年6月上旬 受講決定通知 →受講決定通知で日程の確認、同封の受講案内の指示に従って受講料のお振込みを行ってください *令和3年6月末までに受講決定通知が届かなかった場合は、福祉人材センターまでお問い合わせください 令和3年7月～ 研修開始(専門研修課程Ⅰ・更新研修88時間以上) 令和3年8月～ 研修開始(専門研修課程Ⅱ・更新研修32時間以上)
更新研修 (実務未経験者)・ 再研修 54時間以上	令和3年8/20～9/30(消印有効) 申込受付期間 令和3年11月上旬 受講決定通知 →受講決定通知で日程の確認、同封の受講案内の指示に従って受講料のお振込みを行ってください *令和3年11月中に受講決定通知が届かなかった場合は、福祉人材センターまでお問い合わせください 令和4年1月～ 研修開始
研修によって、申込受付期間が異なります。 受講を希望される場合は、期間内に申込書一式を福祉人材センターまでお送りください。	

Q24. 主任介護支援専門員の資格を持っています。主任介護支援専門員においても、有効期間が設けられるとのことですが、更新のための研修は何を受ければいいのでしょうか？	
A24. 主任介護支援専門員の更新のためには、主任介護支援専門員更新研修を受講していただく必要があります。受講にあたっては要件を満たしている必要があります。 詳細については、 シルバーサービス振興会 (TEL (052) 212-1685)、 または愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 (TEL (052) 265-6398) へお問合せ下さい。	
<p style="color: red;">主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修(本会実施)を受けたものとみなされます。主任介護支援専門員更新研修の受講に際しては要件がありますので、上記実施団体にご確認ください。</p> <p>*現在の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を受講できない場合は、更新研修を受講していただき、証の有効期間が満了されないようお気をつけください。</p>	